

<市第 67 号議案関連資料>

横浜市地区センター条例の一部改正について

1 趣旨

横浜市荏田コミュニティハウスを設置するため、横浜市地区センター条例の一部を改正します。

2 条例改正の主な内容

地区センターの名称及び位置を掲げた別表に、横浜市荏田コミュニティハウスを追加します。

3 新たに設置するコミュニティハウスの概要

(1)	施設名称	横浜市荏田コミュニティハウス
(2)	建設場所	青葉区あざみ野南一丁目 4 番地 1 ほか(赤田東公園等)
(3)	施設内容	敷地面積 712.77 m ²
(4)		建物構造 鉄骨造平屋建て 延床面積 約 250 m ²
(5)		部屋内容 地域活動室、学習集会室、交流ロビー等
(6)	開館予定	平成 31 年 3 月

4 施行期日

規則で定める日を施行日とします。